

特定非営利活動法人 全国ホテル&レストラン人材協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国ホテル&レストラン人材協会と称する。

2 この法人の英文名称は、AHA とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都目黒区大橋二丁目23番21号樹琳館302号に置く。

2 前項のほか、理事会の議決により必要に応じて支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、事業主及び個人に対して、民営職業紹介事業・労働者派遣事業、特に配ぜん人紹介事業に関する調査・研究および啓蒙、ならびに当該事業で就労する労働者の地位向上および社会的認知向上のための活動を幅広く行い、労働者の職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援するとともに、企業の人材確保の支援を通じて経済活動の活性化を図ることにより、わが国の民営職業紹介事業・労働者派遣事業の健全な発展並びに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 民営職業紹介事業・労働者派遣事業、特に配ぜん人紹介事業に関する調査・研究および啓蒙事業

- ① 調査研究のための情報収集及び調査研究に基づく情報配信
- ② 関係機関・団体を対象とした情報収集や情報配信、協調や交流活動
- ③ 外部機関との共同研究や開発等における活動
- (2) 民営職業紹介事業・労働者派遣事業、特に配せん人紹介事業で就労する労働者の地位向上および社会的認知向上のための活動事業
 - ① 配せん技能向上のための冊子・オリジナル手帳の販売
 - ② ホームページサイトにおける求人求職情報の提供
 - ③ イベント等の企画運営活動
 - ④ 広く市民への情報提供のために必要な資料の編纂及び刊行活動
- (3) 労働者の職業能力の開発及び雇用機会の拡充のための活動事業
 - ① 配せん技術・ホテルマン英語等の講習会の企画運営活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。種別の定義は下表のとおりとする。

正会員	この法人の目的に賛同し、その活動をするために入会した個人および団体
準会員	団体である正会員の支所・支店・営業所・子会社・関連会社などの団体で、この法人の目的に賛同して入会した団体
賛助会員	この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体
名誉会員	この法人において4年以上会長または副会長の職にあった者または学識経験者で、この法人の理事会より推薦を受け、かつ、この法人の総会により承認を受けて会員となった個人

(入 会)

第7条 この法人に会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、第1項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付して書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員については、会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。

- (3) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) この法人が解散したとき。
- (5) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとする者は、理事長に別に定める退会届を1ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。ただし、この場合においては、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は返還しない又、前2条の規定により退会又は除名されたものは、この法人の資産についていかなる請求権も有しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人以上、2人以内
- 2 理事のうち会長1人、副会長1人以上2人以内を定めるものとし、常務理事2人以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選任する。
- 3 会長は、理事の中から常務理事2人以内を定めることができる。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 役員は、法第20条に適合し、その構成は法21条に適合しなければならない。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 7 役員に異動がある時は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会

長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づいてこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項に関わらず、任期の末日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸張する。
- 3 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合に至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(報酬等)

第19条 役員は原則無報酬とする。但し、常勤の役員には役員総数の3分の1以下の報酬を支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、細則で定める。

(顧問及び相談役)

- 第20条 この法人には、顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 顧問の報酬は、理事会において議決する。
 - 4 相談役は、原則として無給とする。
 - 5 顧問および相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について付議する。

- (1) 定款及び施行細則の変更
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) この法人の解散及び合併
- (6) 会員の除名
- (7) 理事会より付議された事項
- (8) 前項の他、運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(総会の招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
- 2 会長は前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を、招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第26条 定時総会の議長は、会長または会長が総会において指名した理事とする。
- 2 臨時総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席者に代理人とし書面をもって表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。この議事録は会員の開示請求がある場合、すみやかに閲覧させなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者数を付記）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、又は記名押印しなければならない。

(総会議事報告)

第31条 総会の議事の要綱および議決した事項は、要約を会員に送付する。

(理事会の構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合には請求があった日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の3日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した者とみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。この議事録は会員の開示請求がある場合、すみやかに閲覧させなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、又は記名押印しなければならない。

第6章 運営組織

(委員会等)

第41条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、委員会等の運営組織を置くことができる。

- 2 会長はこの法人事業の遂行上必要な委員会を組織することができる。
- 3 委員会の委員および委員長は会長が会員の中から選任し委嘱する。
委員および委員長と理事は兼務することができる。
- 4 理事会は過半数の議決により上記委員および委員会を廃止することができる。
また、委員および委員長の罷免は理事会の過半数の議決による。
- 5 委員長は、委員会を代表して理事会に出席し、委員会の活動状況について報告をし、委員会の意見を述べることができる。
- 6 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

(事務局)

第42条 この法人は、この法人の事務を円滑に処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を若干名置くことができる。
- 3 事務局長および職員の報酬・給与は理事会の承認により会長が定める。
- 4 その他事務に関して必要な事項は、会長が定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関するものとする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産の管理は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関するものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が策定し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等、決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、会長が策定し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人は、この定款を総会において正会員総数の過半数の同意を得なければ変更することができない。なお、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 総会において臨時動議がなされた定款変更については、総会の出席正会員の3分の2以上の議決により変更するものとする。

3 この法人の定款を変更（第1項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の議決

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第59条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、法第10条により、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項から3項までの規定にかかわらず、別表のとおりとし、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年11月末日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲

げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	30,000円	会費月額	3,000円
(2) 賛助会員（個人）	入会金	20,000円	会費月額	2,000円
(3) 賛助会員（団体）	入会金	50,000円	会費月額	5,000円
(4) 一般会員（個人）	入会金	0円	会費月額	1,000円

別 表 設立当初の代表理事

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長	渡 辺 保	理 事	坂 本 一 憲
副 会 長	高 野 真理子	監 事	糸 満 孝
常務理事	福 田 英 次		

附 則

この定款は、所轄庁の認証を受けた日（平成20年6月12日）より施行する。